

令和 7 年 10 月 6 日

日本行政書士連合会連合会 御中

一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター
(略称:QTEC)

JASTI 監査に関するお申込み方法の周知のお願いについて（ご依頼書）

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省が策定した繊維業のための人権監査基準である Japan Audit Standard for Textile Industry (JASTI) の監査機関として令和 7 年 4 月 1 日より、QTEC が認定され JASTI 監査を開始しました。

繊維業における特定技能外国人材の受け入れには、既存製造業の要件に加えて、繊維業の追加 4 要件が設定されました。その中の一つに「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」があり、JASTI 監査はこれに充当します。

繊維業の企業様からのお問い合わせがございましたら、ぜひ弊財団にお問い合わせ頂き、ご利用下さい。

ご利用にあたっては弊財団宛に申請頂く必要がございます。

申請に必要な書類は以下の通りです。

1. QTEC 監査申請書
2. JASTI 監査時確認資料
3. 工場プロフィール
4. 会社概要・沿革
5. 組織図及び責任者名を含む人員配置
6. 労働契約書、労働条件通知書、就業規則等、労働条件がわかる書類
7. 建物平面図

貴連合会所属の行政書士の皆様にも、本制度と JASTI 監査を知っていただき、日々の企業様ご支援の業務の中で是非ご活用して頂きたく、各都道府県行政書士会へのご周知をお願い申し上げます。

今後とも、全国の行政書士のお役に立てるよう努力して参る所存にてお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ QTEC 繊維業における特定技能制度 JASTI 監査のご案内
- ・ JASTI 監査のお申込み方法及び一連の流れのご案内
- ・ ①CSR 監査申請書
- ・ ②監査時確認資料
- ・ ③工場プロフィール

敬具